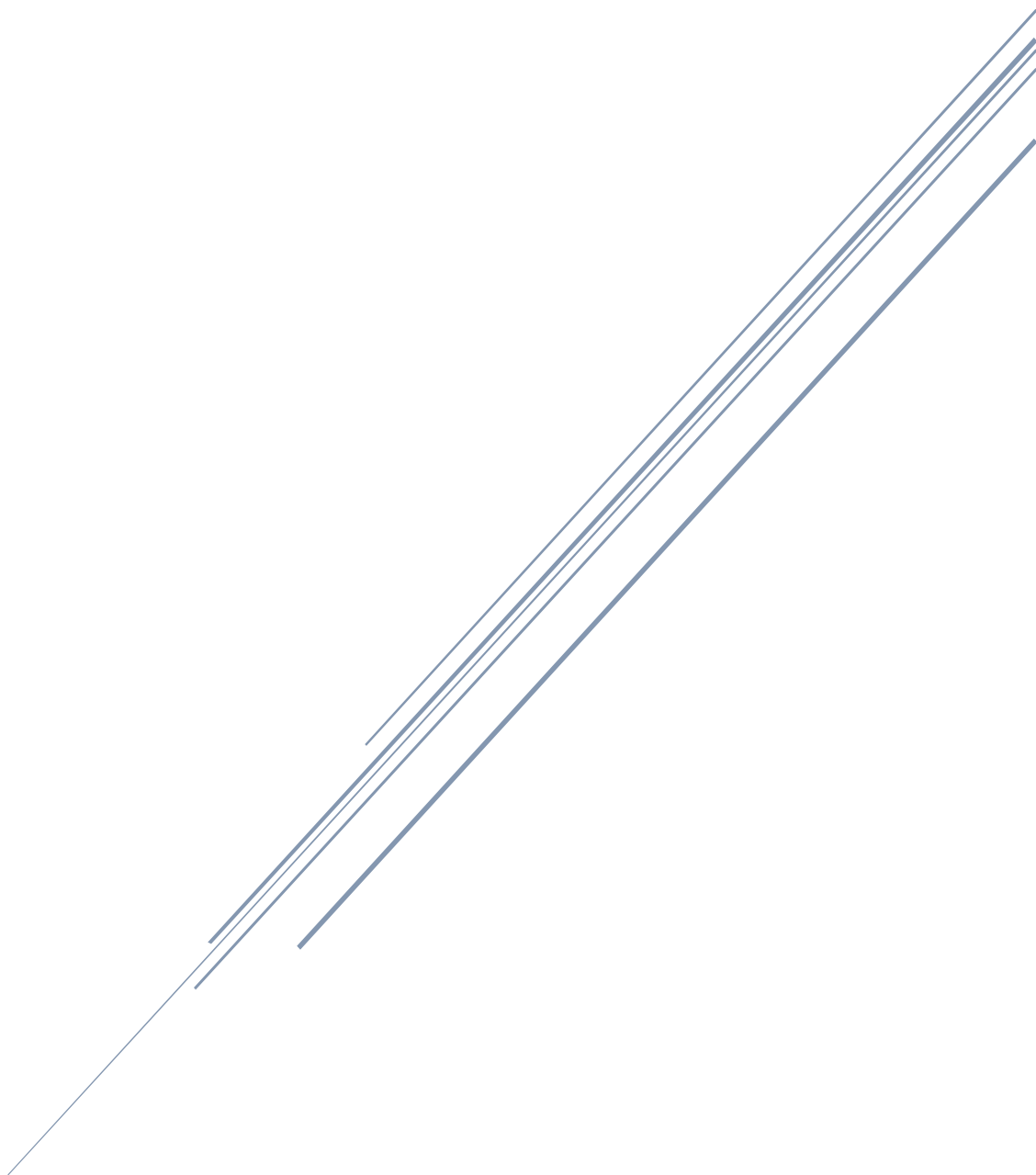


令和8年度 都市計画変更事業
飯山市都市空間デジタル基盤活用業務
公募型プロポーザル実施要領



長野県飯山市

令和8年（2026年）6月

1 業務内容

「令和 8 年度 都市計画変更事業 飯山市都市空間情報デジタル基盤活用業務特記仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日まで

3 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意されたい。

4 参加申込者の資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、公告日から契約締結日までの間、次に掲げる要件をすべて満たす単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 単独企業として参加する場合は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 飯山市入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント業務」及び「測量業務」のいずれにも登録されていること。
 - イ 長野県内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - ウ 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。以下同じ。）において、国又は地方公共団体が発注し、又は Project PLATEAU 間接補助金を活用して民間が発注した Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
 - エ 主任技術者は、測量士の資格を有し、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。また、過去 5 年間において Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。
 - オ 担当技術者は、過去 5 年間において Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。また、主任技術者との兼務は不可とする。
 - カ 照査技術者は、公益財団法人日本測量協会認定空間情報総括監理技術者の資格を有し、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。主任技術者及び担当技術者との兼務は不可とする。また、過去 5 年間において Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。
- (7) 共同企業体として参加する場合は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 構成員は 2 者又は 3 者とする。
 - イ 構成員のうち 1 者は、飯山市入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント業務」及び「測量業

務]のいずれにも登録されていること。

- ウ (7) イの構成員は長野県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- エ 構成員は過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体が発注し、又は Project PLATEAU 間接補助金を活用して民間が発注した Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- オ 主任技術者は、測量士の資格を有し、構成員いずれかと直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。また、過去 5 年間に於いて Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。
- キ 担当技術者は、過去 5 年間に於いて Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。また、主任技術者との兼務は不可とする。
- カ 照査技術者は、公益財団法人日本測量協会認定の空間情報総括監理技術者の資格を有し、構成員いずれかと直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。また、主任技術者及び担当技術者との兼務は不可とする。また、過去 5 年間に於いて Project PLATEAU に準拠した 3D 都市モデル作成又は活用業務に従事した実績を有すること。

5 選定スケジュール

項番	手続き	日程
1	募集の公告	令和 8 年 6 月 2 日 (火)
2	質問受付	公告の日から令和 8 年 6 月 9 日 (火) 正午まで
3	質問回答	随時・最終令和 8 年 6 月 11 日 (木)
4	参加資格審査申請期限	令和 8 年 6 月 16 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
5	参加資格審査結果通知	令和 8 年 6 月 23 日 (火)
6	1 次審査書類提出期限	令和 8 年 6 月 16 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
7	1 次審査結果通知 2 次審査書類提出要請	令和 8 年 6 月 23 日 (火)
8	2 次審査書類提出期限	令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
9	2 次審査 (提案審査)	令和 8 年 7 月 15 日 (水)
10	2 次審査選考結果通知	(予定) 令和 8 年 7 月 17 日 (月)
11	随意契約	(予定) 令和 8 年 7 月 21 日 (火)

6 質疑

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

項目	内容
提出方法	質問書 (様式 12) により、e-mail で送信し、送信後に受信確認の電話をすること。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
回答方法	令和 8 年 6 月 11 日 (火) 午後 5 時までに、当市ホームページにおいて随時、回答を公開していくので、確認されたい。

7 応募手続き関係

(1) 応募書類

応募に係る様式を飯山市ホームページ上に掲載する。提案者は、必要に応じてダウンロードをすること。

(2) 提出方法

- ア 持参又は郵送（書留）とする。
- イ 送料は提案者の負担とする。
- ウ 市は、輸送中の破損、遅延等の責任を負わない。
- エ 書類の差替えの場合は、電話連絡の上、持参とする。

(3) 提出先

【参加資格審査申請書類】

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市役所 3階 総務部 総務課 契約管理係 あて

【1・2次審査書類】

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市役所 2階 建設水道部 まちづくり課 計画係 あて

(4) 提出期限

【参加申請書】 令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）

【1次審査分】 令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）

【2次審査分】 令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

8 提出書類関係

様式は「単独企業」と「共同企業体」で別である場合があるので注意すること。

(1) 【参加資格審査申請書類】

ア 提出書類

- ① 参加資格審査申請書（単独企業・共同企業体）（様式1-1、1-2）
 - ① 共同企業体協定書（共同企業体）（様式2）
 - ① 委任状兼使用印鑑届（共同企業体）（様式3）
 - ② 誓約書（単独企業・共同企業体）（様式4-1、4-2）
 - ③ 配置予定技術者報告書（単独企業・共同企業体）（様式5）
 - ④ 参加資格要件の配置技術者（主任技術者、担当技術者、照査技術者）の条件を満たしていることが確認できる書類（健康保険証等雇用関係及び資格が確認できる書類、テクリス・コリンズの写し）（単独企業・共同企業体）（写し）
 - ⑤ 参加資格要件の実績を有していることが確認できる書類（契約書及び仕様書等の業務内容が確認できる及び完了したことがわかる書類、テクリス・コリンズの写し）（単独企業・共同企業体）（写し）
- イ 提出部数 各1部

(2) 【1・2次審査書類】

1・2次審査提出書類の作成にあたっての注意事項				
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・会社名は正本1部のみに記載し、副本には一切記載しないこと。 ・副本には、メールアドレス、システム名称、GIS名称その他の記載により提案者が特定されるおそれがある情報を記載しないこと。これらが含まれる場合は、黒塗り又は一般的な名称に置き換えること。 ・一般名称に置き換える場合は、広く認識されている一般的な機能名称を括弧書きで記載すること。 <p>例</p> <p>Iiyama 3D system→XXXXXXXXXX 3D system (VRシミュレーション)</p> <p>Iiyama★city.iiyama.nagao.jp→XXXXXXXXXX★city.XXXXXXXXXX.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは審査委員が事前に提案者を特定することを防止することを目的とするものである。 ・なお、プレゼンテーション時にシステム名称等を公開することは差し支えない。ただし、社名は伏せるものとする。 ・副本に社名が特定できるものが含まれていた場合は、差替えを求める場合がある。 ・言語は、人名、固有名詞及び地名を除き、日本語を標準とする。 ・用紙は JIS A4 判又は A3 判とする。 ・文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。 ・提出部数は、正本1部、その他を副本とし、部数は別途定める。 ・企画提案書において記載される会社名及び社章等は、正本のみとし、副本には記載しないこと。 ・差替えを容易にするため、ホチキス止め等は行わないこと。 ・電子データの形式は、PDF、Word 又は Excel とする。 		
項目		内容		
1次審査提出書類	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下記書類を A4 縦型のファイル（フラットファイル等）に綴じて提出すること。 ・提出書類に不足又は誤りがあった場合は、提出期限内に限り差替えを認める。ただし、差替えは持参による提出のみとする。 		
	書類名称		様式	部数
		⑥ 企画提案書（単独企業・共同企業体）	6-1、2	1部
		⑦ 業務実施体制	7	1部
		⑧ 企業概要（共同企業体の場合は企業毎作成）	8	1部
		⑨ 配置技術者の経歴調書	9	1部
		⑩ 業務実績調書（共同企業体の場合は企業毎作成）	10	1部
		⑪ 業務に関する ISO 及び JIS 規格の認証証明書	写し	1部
⑫ ⑥～⑪の電子データ（保存構成は以下） 様式毎、個別ファイルとし、ファイル名を以下の仕様で保存とする。 【会社名_様式番号_書類名称_正副の別】	CD-R	1枚		

2次審査提出書類	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1次審査通過者は、下記書類をA4縦型ファイル（フラットファイル等）に綴じて追加提出すること。なお、⑬及び⑭の正本については綴らずに提出すること。 ・提出書類の差替えに関する取扱いは1次審査と同様とする。ただし、1次審査において提出された書類の差替えは認めない。 ・⑥企画提案書はすべて副本とする。 		
	書類名称		様式	部数
		⑥ 企画提案書（単独企業・共同企業体）	6-1、2	7部
		⑬ 企画提案書資料	任意	8部
		⑭ 業務費総括表及び業務費内訳書 ※1：当年含む5年間分のシステム使用料・保守管理料を含めた業務規模を記載すること。 ※2：令和8年度の金額は業務規模の上限を考慮したものとす る。 ※3：当年含む5年間総額の金額を審査の対象とする。	任意	8部
⑮ ⑬、⑭の電子データ（保存構成は以下） 様式毎、個別ファイルとし、ファイル名を以下の仕様で保存とする。 【会社名_様式番号_書類名称_正副の別】	CD-R	1枚		

(3) 企画提案書資料作成要領

- ア 様式は任意とする。なお、目次はページ数に含めないものとし、提案書にはページ番号を付すこと。
- イ 枚数はA4判20ページ以内とする。なお、A3判を使用する場合はA4判2ページ分として換算する。
- ウ 本文の文字フォントは10.5ポイント以上とする。図表等に付す注釈等についてはこの限りではないが、明瞭に判読できるフォントサイズとすること。
- エ 提案書の向きは、A4判・A3判ともに問わない。
- オ 次の各テーマについて提案すること。なお、各項目におけるページ配分は任意とする。
 - ① 業務実施方針
 - ② 業務実施体制
 - ③ 業務実施工程（実施スケジュール）
 - ④ 仕様書に基づく3D都市モデル及びユースケースの提案
 - ⑤ 3D都市モデル及びユースケースの整備方法
 - ⑥ 仕様書に基づくその他提案
- カ 1次審査通過後に、企画提案書を作成する目的に限り、令和7年度に実施した「斑尾高原に係る都市計画基礎調査」の成果品データ一式を貸与可能であるので、活用したい場合は相談されたい。

9 辞退

参加申請後に辞退する場合、1次審査を辞退する場合は令和8年6月16日（水）正午（必着）までに、「参加辞退届出書（様式11-1、11-2）」を電話連絡後にe-mailにより提出すること。

10 審査

(1) 1次審査（書類審査）名簿

- ア 事務局において提出された書類を用い、審査基準に基づき審査を行い、上位3者を選定する。なお、応

募者が3者以下の場合であっても審査を行うものとし、その場合はすべての提案者を2次審査の対象とする。

- イ 提案者が1者の場合であっても、書類審査の結果、当該業務を適切に実施できると認められるときは、2次審査を実施する。
 - ウ 1次審査の結果については、メールにより速やかにすべての参加者に通知する。併せて、1次審査通過者には2次審査の開催日時等を通知する。
- (2) 2次審査（提案審査・プレゼンテーション）
- ア 1次審査通過者を対象に、審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1者につき概ね80分とし、内訳は次のとおりとする。

① 準備時間	5分
② プレゼンテーション	50分
③ ヒアリング	30分
④ 片付け・退出	5分

※準備時間及び片付け・退出時間は、プレゼンテーション及びヒアリングの時間には含まない。
 - エ 会場への入室者及び説明者は、1者につき6名（最大の構成員数で構成される共同企業体で構成員ごとに2名程度を想定し算出した。これは1社あたりの人数を制限するものではない。）以内とする。
 - オ Web会議ソフトを利用した説明者及び会場への参加は認めない。
 - カ プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出された提案書を基本とし、当日の追加資料は認めない。
 - キ スクリーンを使用して説明を行う場合は、見やすく再構成した資料の使用を認める。ただし、提案内容の変更、追加又は逸脱は認めない。なお、当該資料においては、社名その他提案者が特定される情報は記載しないこと。
 - ク イメージ映像等の使用は認めるが、提案内容の説明を補完するもので、当該放映の趣旨を明確にしておくこと。
 - ケ プレゼンテーション時間内において、提案内容を補足するためのデモンストレーションを実施しても差し支えない。
 - コ プレゼンテーションに必要な機材（大型ディスプレイ（85インチ）、HDMIケーブル、電源及び延長コード、指棒）は事務局で用意する。
 - サ 当日のプロポーザル実施会場にはフリーWi-Fi（下り平均300Mbps）が設置されているので、必要に応じて、活用されたい。
 - シ プレゼンテーションは提案者名を伏せて行うため、自己紹介等は行わないこと。

(3) 候補者の選定

審査委員会において最優秀者を契約候補者とし、第2位を次点の契約候補者として選定する。

最優秀者の選定は、各審査委員が評価基準に基づき提案者ごとに評価点を付したうえで、各提案者の順位付けを行い、その順位に応じた順位点を付与する方式により実施するものとする。

なお、2次審査における各審査委員の評価点の平均が120点に満たない提案者は、最優秀者として選定しないものとする。

順位点は、第1位を3点、第2位を2点、第3位を1点、とし、順位点の合計が最も高い者を最優秀者とする。

(4) 審査基準・評価項目・配点一覧表

提案事業者の技術提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目・配点は次のとおりとする。

	審査項目	評価項目	配点		
審査基準 1	企業の評価	会社の概要、業務実績	70 点		
		予定主任技術者の専門性・技術力 (業務の実績、保持資格 等)	15 点		
		予定照査技術者の専門性・技術力 (業務の実績、保持資格 等)	15 点		
	計		100 点		
審査基準 2	提案内容	実施方針・実施手法	20 点		
		工程計画の妥当性	10 点		
		3D 都市モデル整備	20 点		
		仕様書に基づくユースケースの提案	的確性	30 点	90 点
			実現性	30 点	
			独創性	30 点	
		仕様書に基づくその他の提案		25 点	
	見積価格・ランニングコスト		15 点		
	取り組み姿勢	プレゼンテーションのわかり易さ・正確さ・丁寧さ	10 点		
		質問に対する回答のわかり易さ・正確さ・丁寧さ	10 点		
計		200 点			

1 1 失格

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (4) 令和 8 年度の見積価格が提案上限を超えた場合
- (5) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

1 2 業務委託契約

- (1) 審査の結果選定された最優秀者と、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき、本業務の随意契約を締結する。
- (2) 予定価格は、最優秀者から提案された見積書を参考に定めるものとする。
- (3) 最優秀者と契約が成立しない場合は、次点の候補者を契約候補者とする。
- (4) 契約締結にあたっては、最優秀者と提案内容を含めた仕様書の内容について協議を行い、仕様書を確定させる。その仕様書に基づき随意契約を締結する。なお、契約締結後に仕様変更が必要となった場合

は、飯山市財務規則に基づき変更協議を行い、必要に応じて契約変更を行う。

- (5) 契約候補者の提案内容の一部について変更を求める場合がある。
- (6) 次のいずれかの事態が生じた場合は、契約候補者の順位に従い協議を行い、契約相手方を決定する。
なお、業務成果の品質確保のため、選定会議において最低基準を満たさなかった者は契約候補者の対象外とする。
 - ア 契約候補者が契約締結を辞退した場合
 - イ 契約締結までに候補者が欠格要件に該当した場合
 - ウ 契約締結に向けた協議が不調となった場合
 - エ その他やむを得ない事情により契約に至らなかった場合
- (7) 契約は飯山市財務規則に基づき行う。

1 3 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加に対する報酬及び賞金はない。
- (4) 各締切日以降の問い合わせ、書類の追加及び修正には応じない。
- (5) 公募の日から審査結果公表までの間は、プロポーザルに関する必要な場合を除き、市職員その他関係者への接触を禁止する。
- (6) 審査の経緯及び結果に関する質疑、苦情及び異議申立ては一切受け付けない。
- (7) 提案書に第三者の著作物を使用する場合は、提案者の責任において事前に当該著作権者の承諾を得ること。なお、著作物の使用に関する責任は提案者に帰属する。
- (8) 公平性及び透明性を確保するため、本プロポーザルの実施に関する情報は閲覧その他の方法により公表する場合がある。
- (9) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、情報公開請求があった場合は、飯山市情報公開条例に基づき取り扱うものとする。

1 4 問い合わせ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市役所 建設水道部 まちづくり課 計画係
代表電話 : 0269-62-3111 (内線 241・242)
直通電話 : 0269-67-0738 (課直通)
FAX : 0269-62-6221
E-mail : machi@city.iiyama.nagano.jp